一　般　質　問　通　告

（令和８年つくば市議会定例会12月定例会議）

実施日	質問順位	氏　　名
12/1 (火)	1	６番議員　伊　藤　文　弥
	2	９番議員　篠　内　幸　代
	3	１３番議員　川久保　皆　実
	4	２５番議員　木　村　修　寿
	5	２２番議員　小久保　貴　史
	6	８番議員　青　木　真　矢
	7	２８番議員　塩　田　　尚
12/2 (水)	8	１７番議員　山　中　真　弓
	9	２３番議員　五　頭　泰　誠
	10	２４番議員　木　村　清　隆
	11	３番議員　田　代　　優
	12	１２番議員　小　村　政　文
	13	７番議員　梅　沢　尊　信
	14	１６番議員　あさの　えくこ
	15	４番議員　市　原　琢　己
12/3 (木)	16	１０番議員　渡　辺　峰　子
	17	１番議員　川　田　青　星
	18	２７番議員　飯　岡　宏　之
	19	５番議員　樋　口　裕　大
	20	１９番議員　高　野　文　男
	21	１１番議員　酒　井　　泉

つくば市議会
受
R8.11.13
付
議事第 1 号

一般質問発言通告書

令和８年11月13日
午前 8 時 30 分受付
（通告書　2　枚）No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和８年11月13日

つくば市議会議長　様

つくば市議会議員　　伊藤　文弥

質問事項	要旨	答弁者
1　事業評価を予算にいかす仕組みについて	令和７年度決算において、本市の経常収支比率は99.2%となり、監査委員の決算審査意見書では「過去最も硬直化が進んでいる」と指摘された。令和３年度から７年度までの４年間で、地方税が約90億円増加したのに対し、人件費、扶助費及び物件費に充てる一般財源は約 134 億円増加しており、その多くは人口増加や国の制度改正に伴う増加である。 令和９年度予算編成方針には、「人口増加に頼った財政運営には限界がある」「大胆に事業を見直す」と示された。人口が増え、新たに取り組む施策が増えている本市では、事業を始める判断と同じように、事業をやめる判断や縮小する判断をどのように進めるかが重要になっている。 本市は、平成 14 年度から事務事業評価に取り組み、令和６年度は 889 事業の「事務事業マネジメントシート」を全て公開している。これは、長年にわたる執行部の取組の成果である。一方で、同シートは個々の事業を評価するものであり、全体の優先順位の中で事業を選び直す判断は、予算編成の過程で行われている。	市長 担当部長

※　一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第 61 条編注４のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質問事項	要旨	答弁者
	個々の事業の評価と予算編成の判断がどのようにつながり、記録され、市民に示されているかを確認し、事業評価を予算にいかす仕組みが一層進むことを期待し、以下伺う。 (1) 事務事業評価の現状について ア　令和６年度の事務事業評価における方向性の区分（継続、拡大、縮小、廃止及び終了等）ごとの件数及び集計結果の公表状況 イ　評価シートの指標について、目標値を設定している事業の割合及び目標値を設定するかどうかの判断方法 (2) 事務事業評価と予算編成の関係について ア　予算要求及び査定における評価シートの活用方法 イ　個別の評価で「継続」とされた事業を全体の優先順位の中で縮小又は廃止と判断する場合の判断の場及び記録の方法 (3) 新規事業の開始時における成果の目安及び見直し時期の設定状況	

※　一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第 61 条編注４のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

つくば市議会
受
R 8.11.13
付
議会事務局

一般質問発言通告書

令和 8 年 11月 13日
午前 8時 30 分 受 付
（通告書 2 枚）No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 8 年 11 月 13 日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 篠内 幸代

質問事項	要旨	答弁者
1 医療的ケア児支援法の改正を踏まえた切れ目のない支援体制の構築について	本年７月31日に公布された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の改正により、支援対象が18歳以降も医療的ケアを必要とする方や重症心身障害者にも拡大されました。令和９年４月１日の施行に向け、成人期を見据えた支援体制の整備が重要です。 医療的ケアを必要とする方や重症心身障害のある方が、年齢やライフステージが変わっても地域で安心して暮らし続けるためには、相談支援や受入先の確保に加え、子どもから成人まで切れ目のない医療・福祉サービスの提供が求められます。また、日常的にケアを担う家族の負担軽減に向けた支援も重要です。今回の法改正を踏まえ、本市の支援の現状と今後の体制整備について、以下伺います。 (1) 改正法を踏まえた本市の支援体制の整備及び関係機関との連携について (2) 18歳以降における切れ目のない支援体制の構築について (3) 医療的ケア児・者を支える家族への支援の充実について	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注４のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質　問　事　項	要　　旨	答弁者
2　誰もが安心して暮らせる地域づくりに向けた、障害理解と心の健康について	障害の有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、まず障害について知り、一人一人の違いや特性を理解することが大切です。そして、困っている人に気付いたとき、相手の気持ちや立場を考え、自然に声を掛けたり、必要な手助けをしたりできる地域づくりが求められています。 障害には、身体障害や知的障害だけでなく、精神障害や精神疾患など、外見からは分かりにくいものもあります。こうした障害への理解を深めることは、本人だけでなく、家族や職場など身近な人たちが互いに理解し合い、安心して過ごせる環境づくりにもつながります。 また、誰もが心の不調を抱える可能性がある中、自分自身の心の健康を守るとともに、周囲の変化に気付き、必要な支援につなげられる地域づくりも重要です。そこで以下伺います。 (1) 令和７年定例会12月定例会議の一般質問で取り上げた、あいサポート運動の導入に向けた調査研究の進捗状況について (2) 本市におけるメンタルヘルス対策の現状と課題について (3) 心のサポーター養成に対する本市の認識について	市長 担当部長

※　一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注４のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

つくば市議会
受
R 8.11.13
付
議事第 3 号

一般質問発言通告書

令和8年11月13日
午前8時30分 受付
(通告書 4 枚)No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和8年11月13日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 川久保 皆実

質問事項	要旨	答弁者
1 公立保育所における午睡について	令和6年12月定例会議において、保育所保育指針に基づき、公立保育所における午睡時間について、睡眠に関する個人差を踏まえて一律とならないよう配慮を求める一般質問を行いました。 その後、令和7年3月・9月及び令和8年3月・9月の予算決算委員会福祉保健分科会において、市の対応状況を継続的に確認してまいりました。直近の分科会における答弁では、5歳児クラスの午睡の在り方の見直しについて、令和8年10月から松代保育所において先行実施し、同年12月からは全ての公立保育所へ展開する方針が示されたところです。 以上を踏まえ、次の点について伺います。 (1) 5歳児クラスの午睡の在り方の見直しに関し、松代保育所における先行実施の状況及び全所展開の実施状況 (2) 令和9年度以降における午睡に関する対応方針及び今後の取組	市長 担当部長
2 公立幼稚園の通園バスについて	次の点について伺います。 (1) 通園バスを導入している公立幼稚園の名称、各園の園児数及びバスの運行台数	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質問事項	要旨	答弁者
3　市営公園の再整備及びつくばクリーンステーションについて	（2）通園バスの導入の有無は、どのような基準に基づいて決定されているか （1）つくば市公園緑地遊具等設置指針に基づく市営公園の再整備について 本市におけるつくばエクスプレス沿線地域の市営公園は、開発に伴い整備された画一的な小型複合遊具中心の公園が多く、児童数当たりの遊具数も市内の他地域と比べて少ないという課題があります。これに対し、令和7年3月に「つくば市公園緑地遊具等設置指針」が策定され、同指針に基づく調査の結果、再整備の優先度が高いエリアとして学園の森義務教育学校区及びみどりの学園義務教育学校区が選定されました。 令和8年6月定例会議における一般質問では、学園の森義務教育学校区において同年8月頃までに説明会を開催すること、及びみどりの学園義務教育学校区において同年8月頃までに新設遊具を区会等へ提案できるよう取り組むことが示され、その結果を踏まえて具体的な再整備内容やスケジュールを決定していく旨の答弁がありました。 以上を踏まえ、次の点について伺います。 ア　学園の森義務教育学校区における説明会及びみどりの学園義務教育学校区における区会等への提案の実施状況 イ　具体的な再整備内容及びスケジュールについての検討状況 （2）つくばクリーンステーションの周知及び運用について 市民による自主的な環境美化活動を支援す	市長 担当部長

※　一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質問事項	要旨	答弁者
	るため、本市では市内主要公園等にトングや専用ごみ箱等を備えた「つくばクリーンステーション」（以下「クリーンステーション」といいます。）を設置しています。クリーンステーションは、ボランティアで市内のごみ拾いなどを行う市民にとって非常に有益な仕組みであり、その周知及び適切な運用に力を入れることで、市民による自主的な美化活動がさらに広がると考えます。 以上を踏まえ、次の点について伺います。 ア　クリーンステーションについての周知の取組の現状 イ　クリーンステーション内のごみ回収についての運用の現状	
4　障がい者関連施策について	(1)『つくば市長選挙・つくば市議会議員選挙2024公開質問』（以下「本件公開質問」といいます。）における提案への対応について 本件公開質問において、五十嵐市長が「賛成し、任期中に実現をめざす」と回答した6つの提案について、これまでの1年間に実施した検討及び取組内容、並びに今後1年間に何を行う予定かを伺います。 ーーー 【本件公開質問における提案内容】 ① 市役所本庁舎のレストランにコミュニケーション支援ボード等を導入し、民間事業者における合理的配慮の普及につなげる。 ② みどりのプールの思いやり駐車場と多目的トイレを模範（「つくばUDモデル」）として、今後、市内の公共施設に普及させる。 ③ つくば市バリアフリー条例を制定し、今後、計画的に市内をバリアフリー化していく。	市長 担当部長

※　一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質問事項	要　　旨	答弁者
	④ 市の健診・検診時に合理的配慮を提供する。 ⑤ 市の職員の研修に障害平等研修（DET）を取り入れる。 ⑥ つくば市の各種審議会・協議会等に、障害のある人を委員として加える。 ―――	
	（2）市ホームページにおけるバリアフリー・合理的配慮に関する情報の掲載について 本市では、市広報誌のイベント情報欄等においてバリアフリーや合理的配慮に関する情報が掲載されていますが、市ホームページ内の各イベント等の個別案内ページには当該情報が掲載されていない事例が見受けられます。 そこで、この現状についての市の認識、及び市ホームページでも一貫してバリアフリーや合理的配慮に関する情報を掲載する必要性についての市の見解を伺います。	
5　カスタマーハラスメント対策について	令和8年10月1日施行の改正労働施策総合推進法により、地方公共団体や民間の事業主に対してカスタマーハラスメント（以下「カスハラ」といいます。）防止措置が義務付けられました。また、同法第5条では「地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、労働に関する必要な施策を講ずるように努めなければならない。」と規定されています。 以上を踏まえ、次の点について伺います。 （1）市内の事業所で働く労働者に対するカスハラ防止に向けた本市の取組 （2）市職員に対するカスハラ防止措置の実施状況	市長 担当部長

※　一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

つくば市議会
受
R8.11.13
付
議事第4

一般質問発言通告書

令和8年11月13日
午前8時30分受付
（通告書　1　枚）No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和８年11月13日

つくば市議会議長　様

つくば市議会議員　木村　修寿

質　問　事　項	要　　旨	答弁者
1　児童発達支援事業について	児童発達支援センターについて、春日庁舎を改修して令和９年４月に開設する予定で現在整備しています。どのような施設配置、事業内容を検討しているのか、お伺いいたします。	市長 担当部長
2　医療的ケア児等について	医療的ケア児等を介護する家族の負担は大きくなっております。介護する家族の精神的・身体的負担の軽減を図る医療的ケア児等の短期入所受入事業補助金の施設数及び事業内容について、お伺いいたします。	市長 担当部長
3　民間保育所について	市内の民間保育所等（認可保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等）について、以下お伺いいたします。 (1) 施設数、定員及び入所者数について (2) 委託料について (3) 保育料について (4) 市独自助成事業について	市長 担当部長

※　一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注４のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

つくば市議会
受
R 8.11.13
付
議事第 5 号

一般質問発言通告書

令和 8 年 11月 13日
午前 8 時 30 分 受付
（通告書 1 枚）No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 8年 11月 13日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 小久保 貴史

質問事項	要旨	答弁者
1 台風被害の状況と対応について	(1) 市内における台風被害の状況及び対応について (2) 台風25号における農産物被害の状況及び助成措置について	市長 担当部長
2 区域指定について	市街化調整区域内の区域指定拡大によるインフラ整備に対する今後の考え方について	市長 担当部長
3 入札制度について	平成30年から開始した最低制限価格を決定する際のランダム係数の導入以降の入札実績及び現状について	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注４のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

つくば市議会
受
R 8.11.13
付
議第 6 号

一般質問発言通告書

令和８年11月　13日
午前８時37分受付
（通告書　２　枚）No. １

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和　８年　11月　13日

つくば市議会議長　様

つくば市議会議員　　青木　真矢

質問事項	要旨	答弁者
１　アイラブつくばまちづくり補助金の現状の分析について	「アイラブつくばまちづくり補助事業（以下「アイラブつくば」という。）」は、つくば市が独自に整備している補助金による補助事業であり、市内で活躍する多くの団体が利用しております。アイラブつくばは、活動草創期における団体の資金源となるのみならず、担当課が付くことによる活動全体に対する支援もあり、大変意義深い制度となっております。今後は、更にこのサポート体制を強化することで、総合的な運営支援を行うことができる制度へ発展させていくことが求められております。 そこで、アイラブつくばの現状に関して、以下伺います。 (1) アイラブつくばにおける事業の目的と市の役割について (2) 令和６年度から令和８年度までの３年間における申請件数、採択件数、新規申請の割合及び分野別傾向について	市長 担当部長

※　一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注４のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質　問　事　項	要　　旨	答弁者
2　大雨、台風等の自然災害に対する農業支援と体制づくりについて	本年８月から９月までにおける台風等の長雨による農業被害に関して、つくば市の農業政策課が、農家からの報告を受け被害情報を集約し、その情報を基に「茨城県農林漁業災害対策特別措置条例」が適用となり、指定災害として認定されました。これにより補助金の適用となるなど迅速な成果が出ております。一方で、被害状況の報告に関して、物的、人的被害の対応に追われ、被災報告に時間を割けないとの声もあります。自然災害等の被害により、農業経営が不安定化しますと、市内の離農が加速し、地域農業や関連産業、文化の衰退につながるおそれがございます。 そこで、つくば市における農業を更に発展させ、担い手を増やしていくためにも、自然災害に対する農業支援やフォロー体制について、以下伺います。 (1) ８月から９月までの台風や長雨などによる市内全域の被害状況について (2) 前回つくば市において指定災害認定を受けた自然災害被害の事例について (3) 国、県及び市の自然災害に対する農業支援の役割分担について	市長 担当部長

※　一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注４のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

つくば市議会
受
R 8.11.13
付
議事第 7 号

一般質問発言通告書

令和８年11月 13日
午前 11時 00分 受付
（通告書 1 枚）No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和８年11月13日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 塩田 尚

質問事項	要旨	答弁者
1 AI（人工知能）を使った選挙妨害に対するつくば市の取組について	先の沖縄県知事選挙で、生成AIで作成したとみられる偽のポスターがSNS等で拡散された。発言すり替えを行うことにより、相手候補を陥れる悪質な選挙妨害につながりかねない行為である。このような事例が発生する傾向は、全国に広がっているが、かかる事態を見過ごす訳にはいかない。 つくば市は、本件についてどのように取り組んでいるのか伺う。	市長 副市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注４のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

つくば市議会
受
R 8.11.13
付
議事第 8 号

一般質問発言通告書

令和 8 年 11月 13日
午後 1 時 00分 受付
（通告書 2 枚）No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 8年 11月 13日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 山中 真弓

質問事項	要旨	答弁者
1 データセンターについて	(1) 敷地内の給排水について ア 施設内で利用される供給水の種類と水量 イ 施設内で使われた水の排水量、排水場所及びその経路 ウ 敷地内の雨水等の排水場所とその経路 (2) 市として環境に影響を与える要因についてモニタリング調査を行う必要があると考えるが見解は (3) つくば市の「データセンターの建設及び運営に関する地域共生ガイドライン」を作成した目的及び参考にした自治体等 (4) 当市の GX 戦略地域についての概要と認定までの経緯 (5) 圏央道つくば西スマートＩＣ周辺地区産業用地について ア 公募の概要 イ 周辺住民、事業所への説明状況	市長 担当部長
2 公立幼稚園について	(1) 「つくば市立幼稚園再編計画（案）」を見直すことになった経緯 (2) 公立幼稚園の集約案を作成するに当たって根拠とした具体的データは何か (3) ３年保育のニーズ調査を行う考え (4) 公立保育所と連携し公立幼稚園を認定こども園にする考え	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注４のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質　問　事　項	要　　旨	答弁者
3　国民健康保険の保険料水準統一化について	(1) 国が全国都道府県に保険料水準の統一化を強く働きかけている。茨城県でも協議が進められているが、国が示す方針と県での協議状況及び市の対応 (2) 保険料水準統一化による被保険者への影響	市長 担当部長
4　「つくば市プロポーザル方式による契約の相手方の選定に関するガイドライン」について	一般的に公平性、公正性への疑念を払拭するための配慮として、プロポーザル審査を行う選定委員の過半数は市職員以外で構成すると多くの自治体がガイドラインで定めている。一方で当市のガイドラインにはその観点が示されていないことを令和８年９月定例会議で指摘し、見直しをする考えはないか質問したところ、市長は見直しの必要はない旨答弁した。なぜ必要ないのか、改めて市長の見解を伺う。	市長 担当部長

※　一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注４のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

つくば市議会
受
R 8.11.13
付
議事第 9 号

一般質問発言通告書

令和 8 年 11 月 13 日
午後 1 時 39 分 受付
（通告書 1 枚）No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和８年 11 月 13 日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 五頭 泰誠

質問事項	要旨	答弁者
1 公共工事の発注量の確保と地元建設業の持続について	(1) 令和８年度の公共工事の発注済件数及び令和８年度の今後の発注予定件数、令和７年度の発注件数を伺う。 (2) 発注の減少が、市内建設業者の経営・雇用・技術者の確保及び災害時の緊急対応体制に与える影響について市の認識を伺う。	市長 担当部長
2 歳入の確保について	令和７年度決算では経常収支比率が 99.2％と高く、財政の硬直化が懸念される。令和９年度予算編成を迎えるに当たり、歳入を増やすための市の政策と今後の展望を伺う。特に、産業用地への企業立地による税収の見込み及びふるさと納税の受入額・流出額の状況と今後の戦略について伺う。	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第 61 条編注４のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

つくば市議会
受
R 8.11.13
付
議事第 10 号

一般質問発言通告書

令和 8 年 11 月 13 日
午後 2 時 10 分 受 付
（通告書 1 枚）No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 8 年 11 月 13 日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 **木 村 清 隆**

質 問 事 項	要 旨	答弁者
1 アグリロード延伸と小貝川架橋に関する取組について	アグリロードの延伸と小貝川架橋に向けた具体的な取組に関して以下詳細に伺います。 (1) これまでの協議と検討の進捗 (2) 広域道路ネットワークにおける位置付けと整備主体に関する市の考え (3) 事業化に向けた調査・検討に係る予算措置を含めた具体的な考え (4) 常総市・つくば市の連携と県や各方面への働きかけ (5) つくば市側の小貝川（金村雷神地区）までの延伸	市長 副市長 担当部長
2 機能別消防団員制度に関する取組について	消防行政・地域消防に係る方々に対し、市民の生命と財産を守っていただき敬意を表します。消防制度の機能別消防団員制度に関して以下詳細に伺います。 (1) 機能別消防団員制度の他自治体先進事例に対する調査及び評価 (2) 機能別消防団員制度を市で取り組むことについての考え	市長 副市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注４のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

つくば市議会
受
R 8.11.13
付
議書第 11 号

一般質問発言通告書

令和 8 年 11月 13日
午後 3 時 35 分 受 付
（通告書 2 枚）No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 8年 11月 13日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 田代 優

質問事項	要旨	答弁者
1 筑波山周辺における観光振興とにぎわいの創出について	筑波山は本市を代表する観光資源であり、多くの登山客や観光客が訪れています。しかし、門前地区で観光客が飲食や買い物を楽しみ、滞在できる環境は十分とは言えないと考えます。そこで、以下伺います。 (1) 筑波山神社周辺の門前地区における商業・滞在環境の現状及び課題について ア 飲食店及び土産物店の現状 イ 筑波山の観光入込客数の状況 ウ 観光客の回遊に関する課題 (2) 門前地区における空き店舗について ア 空き店舗の現状及びその活用や新たな店舗の出店促進に向けたこれまでの取組 イ 空き店舗の活用及び新たな店舗の出店促進に向けた支援策の創設に対する市の考え	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注４のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質問事項	要旨	答弁者
2　児童虐待の未然防止と相談支援体制について	児童虐待に関する相談や通告が増加する中、児童相談所と市がそれぞれの役割を担い、連携して子どもの安全確保や家庭への支援を行うことが重要であると考えます。そこで、以下伺います。 (1) 本市における児童虐待に関する相談・通告件数の推移及び相談内容の傾向 (2) 児童相談所との役割分担、連携の現状、情報共有やケース会議の実施状況 (3) 増加する相談・通告に対応するため、初期対応体制強化についての市の対応状況	市長 担当部長

※　一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注４のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

つくば市議会
受
R 8.11.16
付
議事第 12 号

一般質問発言通告書

令和　8年　11月　16日
午後 1 時 38 分受付
（通告書　1　枚）No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和８年 11 月 16 日

つくば市議会議長　黒田　健祐　様

つくば市議会議員　　小村政文

質　問　事　項	要　　旨	答弁者
1　データセンター等つくば市の産業推進について	昨今のつくば市の人口増加を背景に、つくば市では、教育施設の整備、宅地開発に伴う道路整備や上下水道の布設など生活インフラへの投資を進めてきた。このような必須ともいえる投資を行う一方で、主に、人件費や物価の上昇により、市の事業の柔軟性が低下してしまっている。 これからのつくば市の将来を考えたときに、いずれは人口が減少する可能性も十分に鑑みれば、生活インフラの更なる充実に合わせて、法人市民税や固定資産税などによる税収のバランスも見なければならないと考える。 そのため、市に産業が整備されることに対する市の見解を伺う。	市長 担当部長

※　一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第 61 条編注４のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

つくば市議会
受
R8.11.16
付
議事課 13

一般質問発言通告書

令和８年11月16日
午後2時15分受付
（通告書　2　枚）No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和８年11月16日

つくば市議会議長　様

つくば市議会議員　梅沢　尊信

質　問　事　項	要　　旨	答弁者
1　蛍光灯器具のLED化に伴う火災・事故の防止について	水俣条約により、一般照明用の蛍光ランプは2027年末で製造・輸出入が終了します。これに伴い、家庭や事業所で蛍光灯からLEDへの切替えが急速に進んでいます。 しかし、既存の蛍光灯器具をそのまま使い、ランプだけをLEDに替える方法には、二つの危険があります。 一つは、器具とLEDランプの組合せの誤りです。点灯方式が適合しない場合、発煙・発火につながるおそれがあります。取り付けてから数年後に出火した事例もあります。 もう一つは、器具そのものの劣化です。照明器具の寿命は８～10年とされ、製品評価技術基盤機構（NITE）によれば、過去10年間の蛍光灯器具の事故の約９割が、10年を超えて使われた器具で起きています。ランプをLEDに替えても、古い器具の危険は消えません。ところが、器具に寿命があることを約３人に２人が知らないという調査結果もあります。 2027年末に向けて、自己判断によるランプ交換はさらに増えると見込まれます。火災を未然に防ぐため、市として先手を打った対策が必要です。そこで、以下伺います。 (1) 市内における照明器具に起因する火災・事故の発生状況について	市長 教育長 担当部長

※　一般質問を行うに当たっては，明確な答弁を求めるため，会議規則第61条編注４のとおり，通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質　問　事　項	要　　旨	答弁者
	(2) 照明器具を交換せず、ランプのみLEDに交換する場合の危険性に関する周知について (3) 市有施設（学校・市営住宅）のLED化及び古い照明器具の点検について	
2　大雨による道路冠水の状況及び市道の排水対策について	本年９月は、台風24号と秋雨前線による長雨や台風25号の接近で大雨が続き、市内各地で道路冠水や住宅への浸水が発生し、通行止めとなった市道もありました。私のもとにも多くの相談が寄せられています。 特に、古い住宅団地周辺の市道では、側溝や雨水管の排水能力の不足、老朽化、土砂の堆積により、降雨のたびに雨水があふれ、周辺の住宅にも影響が及んでいます。 これらは、その都度の排水処理だけでは解決しません。繰り返し冠水する箇所を的確に把握した上で、排水施設の計画的な改修や維持管理を進める必要があると考えます。そこで、以下伺います。 (1) 繰り返し冠水する市道の把握及び台風25号接近時における通行止め箇所数について (2) 住宅団地周辺の市道における排水不良への対応について	市長 担当部長

※　一般質問を行うに当たっては，明確な答弁を求めるため，会議規則第61条編注４のとおり，通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

つくば市議会
受
R8.11.17
付
議書第 14 号

一般質問発言通告書

令和　8年　11月　17日
午前　8時　30分　受付
（通告書　　3枚）No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和　8年　11月　17日

つくば市議会議長　黒田健佑　様

つくば市議会議員　あさのえくこ

質問事項	要旨	答弁者
1　「つくば市立幼稚園のあり方に関する提言」に基づく今後の方針について	つくば市立幼稚園に関しては、８月につくば市立幼稚園のあり方検討委員会からの提言が提出され、９月１日に再編計画の発表がありました。それに基づき、各園での現役保護者のみを対象とした説明会及び３回の市民説明会が開かれました。 この間に教育委員会への請願が提出され、９月18日、全員協議会の場で再編計画は一旦止める旨の発表がありました。 全員協議会では、複数の議員より市民との意見交換が不十分であることが指摘されました。一方で、今後の提言の具現化については、教育局内で協議する旨の答弁がありました。 現在の状況について、以下伺います (1)　９月24日に教育委員会に提出され、採択された請願の各事項についての現在の進捗状況 ア　「市立幼稚園のあり方について、保護者や地域住民との十分な議論が尽くされていないため、拙速に計画決定をしないこと」について、今後の保護者、地域住民を含めた議論の予定	市長 教育長 担当部長

※　一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注４のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質　問　事　項	要　　旨	答弁者
	イ　「市立幼稚園の集約に際しては、各地区における将来の人口動態、とりわけ就学前児童数の見通しなど、計画の根拠となる具体的なデータを検証・提示した上、保護者や地域住民の意見も反映した計画案を策定すること」について (ｱ) 現在どの期間のどのようなデータを検証しているか (ｲ) 分析結果の公開予定、手段 (ｳ) 分析結果を幼稚園のあり方の提言に基づく計画策定にいかす手順と策定時期 (2) つくば市における就学前のこどもの幼児教育・保育についての総合的な方針を定めた上で市立幼稚園の再編計画を作る必要があると考えるが、部局連携についての考え	
2　障害者の日常生活用具給付事業について	障害者の日常生活用具給付事業に関しては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき制度が整えられてきました。 用具には、それぞれ支給要件があります。 一方、要件の運用については自治体により差があるところです。 社会状況の変化や技術革新に合わせて、当事者の立場に立ち、市として適切に日常生活及び社会生活を総合的に支援していただきたいと考え、以下伺います。 (1) 人工呼吸器等の装着者に認められている発電機について、現在認められている発動発電機は室内で使用できないため、ポータブル電源を認めてほしいという声が届いているが、これに対する考え	市長 担当部長

※　一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注４のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質　問　事　項	要　　旨	答弁者
	(2) 情報機器（一般的に普及しているＰＣ、タブレット、スマートフォン）を日常生活用具給付事業の給付対象用具に追加することについて、現時点での判断状況 (3) 以下の事項ごとのつくば市障害者日常生活用具給付事業実施要綱の見直し方法について ア　利用者からの要望 イ　国の通知に基づく変更 ウ　他の自治体の動向調査	

※　一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注４のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

つくば市議会
受
R 8.11.17
付
議事第 15 号

一般質問発言通告書

令和８年11月17日
午前８時30分受付
（通告書　２　枚）No. １

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和８年　11月　17日

つくば市議会議長　様

つくば市議会議員　　市原　琢己

質問事項	要旨	答弁者
１　つくタクについて	予約・配車システムの変更後、利用者や運転手から、迂回など非効率な運行を指摘する声が寄せられています。そこで、以下伺います。 (1) 予約・配車システムの変更内容及び変更後の運行状況について (2) 運行経路や到着時間に関する課題の把握状況及び改善に向けた取組について	市長 担当部長
２　小中学校の消耗品の予算編成について	令和８年度の当初予算における減額及びその後の補正予算の計上を踏まえ、令和９年度の小中学校の消耗品に係る予算編成方針について伺います。	市長 教育長 担当部長
３　高エネ研南側用地について	高エネ研南側用地について、以下伺います。 (1) データセンターの現在の整備状況及び今後の計画について (2) 売却前及び開発許可前から現在に至るまでの、設備計画及び周辺環境への影響に関し、市が把握・検証している内容について	市長 担当部長

※　一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注４のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質　問　事　項	要　　旨	答弁者
	(3) 市独自のガイドラインの策定、事業者との協定締結及び住民説明に関する取組の進捗状況について (4) 高エネ研南側用地を「GX戦略地域（データセンター集積型）」の申請対象に含めた理由、申請内容及び認定に至った経緯について (5) 今後の市の取組について	

※　一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注４のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

つくば市議会
受
R 8.11.17
付
議書第 16 号

一般質問発言通告書

令和 8 年 11 月 17 日
午前 9 時 47 分 受 付
（通告書 2 枚）No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 8 年 11 月 17 日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 渡 辺 峰 子

質 問 事 項	要 旨	答弁者
1 こども性暴力防止法の施行に向けた本市の取組について	令和８年12月25日に施行される「こども性暴力防止法」は、いわゆる日本版ＤＢＳによる特定の性犯罪歴の確認に加え、性暴力の未然防止、早期発見及び適切な対応を求めるものです。 こどもたちが安心して健やかに成長できる環境を整えることは、社会全体の責務です。特に、こども自身に被害を防ぐ責任を負わせるのではなく、周囲の大人や組織が責任を持って安全を確保することが重要です。 本法の施行を契機として、こどもの最善の利益を第一に、関係部署が連携し、実効性のある性暴力防止体制を構築する必要があると考え、以下について伺います。 (1) 公立施設の法施行に向けた準備状況について ア 対象施設・従事者の犯罪事実確認の実施体制 イ 会計年度任用職員、外部指導者及び委託事業者等への対応と運用上の課題 (2) 施設・活動を横断した性暴力防止対策について ア 学校、保育施設、児童館における安全管理体制と従事者の行動規範	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注４のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質　問　事　項	要　　旨	答弁者
	イ　法の適用関係が異なる施設・活動における取組 (3) 市全体での実効性ある防止体制について ア　こどもが安心して相談できる体制と被害が疑われる場合の対応 イ　関係部署の連携による共通の安全管理方針の整備と継続的な検証	
2　幼保小の円滑な接続と架け橋プログラムの推進について	国では、５歳児から小学校１年生までの２年間を「架け橋期」と位置付け、幼児教育と小学校教育の連続性を重視した「幼保小の架け橋プログラム」を推進しています。 県においても、架け橋カリキュラムの作成・実施・検証・改善を進めていますが、市町村間や学校区間、幼児教育施設の設置主体によって取組に差が生じていることが課題とされています。 また、幼児期には遊びや体験を通して主体性や協同性などを育んでいる一方、小学校入学後は学習環境が大きく変化することから、こどもによっては学校生活への適応に困難を抱える場合があります。 こうした状況を踏まえ、本市における幼保小連携の実態と架け橋プログラムの推進について、以下伺います。 (1) 幼保小連携の現状と課題について (2) 架け橋カリキュラムの実施状況について (3) 小学校入学後の適応状況と受け入れ体制について (4) 今後の取組について	市長 教育長 担当部長

※　一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注４のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

つくば市議会
受
R 8.11.17
付
議第17号

一般質問発言通告書

令和 8 年 11月 17日
午後 0時 3分 受付
（通告書 2 枚）No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 8年 11月 17日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 川田 青星

質問事項	要旨	答弁者
1 空き家対策の促進について	つくば市は県内１位の人口を有し、今後も人口増が続くと予測されている。一方で少子高齢化が進行し、人口減が続いている地区も存在する。それに伴い空き家の問題が日に日に深刻さを増している。 現在つくば市では「第２期つくば市空家等対策計画」に基づき空き家対策に取り組んでおり、本計画の期間は2027年度で終了する。そこで空き家の課題や対策について再確認するとともに、次期「つくば市空家等対策計画」の改訂内容について以下伺う。 (1) 空き家の現状 ア 市内の状況と対策の課題 イ 空家等対策の推進に関する特別措置法の改正による空き家対策への影響 (2) 空き家の発生予防 ア 現在市で取り組んでいる具体的な施策 イ 高齢福祉や終活の観点から住宅を考える取組及び関係部局間の連携状況 ウ 空き家対策出前講座の実施状況 (3) 空き家の活用 ア 空家活用補助金の拡充に対する考え イ 空き家を市営住宅として活用する考え	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注４のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質　問　事　項	要　　旨	答弁者
	(4) 次期「つくば市空家等対策計画」の策定スケジュール及び改訂内容	
2　TX駅周辺の駐輪場について	2025年に駐輪場の土地を首都圏新都市鉄道株式会社（以下「TX」という。）に返還して以降、研究学園、万博記念公園、みどりのの３駅周辺の駐輪場は全て民営となった。現在はTXからの委託会社が駐輪場を管理運営しているが、定期利用の枠が埋まっており、やむを得ず一時利用にて駐輪しているという声を聞く。そこで、新たに市営駐輪場を整備する考えはあるか伺う。	市長 担当部長

※　一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注４のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

つくば市議会
受
R8.11.17
付
議事第18号

一般質問発言通告書

令和 8 年 11 月 17 日
午後 2 時 38 分 受 付
（通告書 4 枚）No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 8 年 11 月 17 日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 飯岡 宏之

質問事項	要旨	答弁者
1 データセンターの水について	本年９月定例会議において、高エネ研南側用地のデータセンターの水について質問し、冷却塔の排水（ブロー水）を汚水管と雨水管の両方に流す計画であること、雨水管の放流先が蓮沼川であることが明らかになった。また、本市では、データセンターから下水道に流せる排水量が日量1,459トン未満とされている。 一方、事業者による「工業用水のみを使用し、地下水も上水も使わない」との説明は口頭にとどまっており、文書等による担保は示されていない。全棟竣工時の総受電容量が1,000メガワットとされる計画全体を見据えると、排水の受入れ能力や放流先河川への影響は、１棟目の段階で確認しておく必要がある。 以上を踏まえ、９月定例会議以降の状況及び市の対応について、以下のとおり伺う。 (1) 使用水量及び排水量の把握について ア ９月定例会議以降に事業者から受けた説明の内容 イ １棟目（50メガワット）及び全棟稼働時の工業用水使用量、蒸発量及び排水量の見込み	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注４のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質問事項	要旨	答弁者
	(2) 蓮沼川への放流について ア　放流水の水量、水質、使用薬剤及び水温の確認方法並びに監視と公表の仕組み イ　水利権を有する土浦市外十五ケ町村土地改良区の放流同意の取得状況及び市の認識 (3) 地下水を使用しないことの担保について ア　事業者の口頭説明を協定等の文書により担保する考え イ　同一開発区域内の防災拠点施設に設置される深井戸とデータセンターの用水との区別の確保	
2　高須賀・上郷地区の産業用地へのデータセンター誘致について	市は本年11月２日、圏央道つくば西スマートインターチェンジ周辺の高須賀・上郷地区約74ヘクタールにおいて、データセンター集積拠点の開発事業者の募集を開始した。将来的な受電容量は計1,050メガワットとされ、大穂地区の計画（最大1,000メガワット）と合わせると、本市には2,000メガワットを超えるデータセンターが集積することになる。 募集では、公共施設の整備負担金として限度額30億円の債務負担行為が設定されている。 また、地権者にデータセンター集積地とすることを説明したのは本年10月31日が初めてとされ、産業用地に接してインターナショナルスクールが立地している。 大穂地区では、電力、排熱、水、騒音等に対する市民の不安が今も解消されていない。事業者が決定する前の今こそ、大穂地区の教訓を踏まえた条件を定めるべきである。以上を踏まえ、以下のとおり伺う。	市長 担当部長

※　一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注４のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質　問　事　項	要　　旨	答弁者
	(1) 用途をデータセンターに絞った経緯について ア　サウンディング調査及び企業ヒアリングの結果並びに判断の根拠 イ　地権者、周辺住民及び議会への説明の経緯 (2) 事業者選定の条件について ア　自主的な環境影響評価、排熱の活用、環境データの測定及び住民説明会の開催は、義務か加点か イ　地下水の使用を認めない条件を募集要領又は協定に定める考え ウ　条件が守られない場合の措置 (3) 限度額30億円の債務負担行為について 債務負担行為の内容と事業者誘致の呼び水として30億円を投じる必要性 (4) 隣接するインターナショナルスクールへの影響について ア　学校への説明及び意見聴取の状況 イ　学校との間の緩衝帯の確保や建物配置への配慮を募集要領又は協定で求める考え	
3　栗原小学校小規模特認校の現況と課題について	本年４月、さくら小学校の開校に伴う通学区域の分割により児童数の減少が見込まれた栗原小学校は、谷田部南小学校とともに小規模特認校制度を導入した。制度開始から半年余りが経過し、令和９年度の就学手続きの時期を迎えている。 創立150年以上の歴史を持つ地域の学校として、特色ある教育を充実させ、持続可能な学校運営を図る観点から、現況と課題、来年度に向けた取組状況について、以下のとおり伺う。	市長 教育長 担当部長

※　一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注４のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質　問　事　項	要　　旨	答弁者
	(1) 現況について 全校児童数及び学級数並びに制度を利用して通学区域外から就学した児童数 (2) 成果と課題について ア　特色ある教育活動のこれまでの成果 イ　通学区域外から通う児童の通学を含め、見えてきた課題とその対応 (3) 令和９年度に向けた取組について ア　周知及び募集の取組状況 イ　申請の見込み及び受入れ人数の考え方	

※　一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注４のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

つくば市議会
受
R 8.11.17
付
議事第 19 号

一般質問発言通告書

令和 8 年 11月 17日
午後 2 時 29 分 受 付
（通告書 5 枚）No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 8年 11月 17日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 樋口 裕大

質問事項	要旨	答弁者
1 病児保育の利用しやすさの向上について	共働き世帯の増加や核家族化が進む中、子どもが急な発熱や体調不良となった際に、仕事と育児の両立に困難を抱える家庭があります。 こうした家庭を支える制度の一つが病児保育ですが、施設が整備されているだけでは、必要な時に利用できるとは限りません。特に利用に当たっての事前登録や医療機関の受診、予約手続きなどが必要となる場合、子どもの急な体調不良に直面した保護者にとって、大きな負担となることがあります。 また、施設の定員には受入れ時間、居住地や勤務先からの距離などによって、利用したくても利用できない状況も考えられます。 病児保育は、単に施設や定員を確保するだけでなく、保護者が必要とするタイミングで、安心して利用できる仕組みであることが重要だと考えます。 そこで、本市における病児保育の利用しやすい環境づくりについて以下伺います。 (1) 病児保育施設・病後児保育施設の施設数 (2) 利用実績	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注４のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質　問　事　項	要　　旨	答弁者
2　保護者付き添いを必要とする児童生徒への支援について	学校生活において、保護者が付き添わなければ教室で過ごすことが難しい児童生徒がいます。こうした児童生徒は、保護者の付き添いによって登校できているため、不登校として把握されにくい一方、保護者が長時間学校に滞在する必要があり、就労や家庭生活に大きな影響を及ぼす場合があります。 特に、未就学の兄弟姉妹がいる家庭では、保護者が幼い子供を連れて学校に付き添わざるを得ない状況も生じています。児童生徒が安心して学校生活を送ることができる環境を整えるとともに、保護者だけに負担が集中しない支援体制が必要だと考え、以下伺います。 (1)　保護者の付き添いがなければ教室で過ごすことが難しい児童生徒について、付き添いの状況を把握しているか (2)　保護者の付き添いを必要とする児童生徒に対し、学校ではどのような支援を行っているか	市長 教育長 担当部長

※　一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注４のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質問事項	要旨	答弁者
3　公立幼稚園の今後の在り方について	つくば市の公立幼稚園については、園児数の減少や施設の老朽化などの課題を背景に、統廃合を含めた再編計画の検討が進められてきました。 令和８年８月４日には、公立幼稚園のあり方検討委員会から提言が提出され、これを踏まえて９月12日、15日及び17日と市民説明会が開催されました。 しかし、その翌日の９月18日に、市議会全員協議会において、令和10年４月を基本としていた公立幼稚園の一律再編を見送り、再編計画案を見直す方針が示されました。 市民説明会の直後に方針が大きく転換されたことで、保護者や地域住民の中には、今後の公立幼稚園の在り方や検討の進め方について、不安や戸惑いを感じている方も数多くいます。また、再編計画が見直されることとなった一方で、園児数の減少や施設の維持管理、教育環境の確保といった課題が解消されたわけではありません。 公立幼稚園の今後の在り方について、保護者や地域住民の意見を十分に踏まえながら検討を進めるとともに、いつ、どのような手順で検討を行い、いつ頃までに新たな方針を示すのか、今後の見通しを明確にする必要があると考えます。 そこで、以下について伺います。 (1)　令和８年９月18日に再編計画案の見直しを判断するに至った経緯と、その主な理由 (2)　再編計画案の見直しを受け、現在、公立幼稚園の今後の在り方に関して、どのような検討が行われているのか	市長 教育長 担当部長

※　一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注４のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質　問　事　項	要　　旨	答弁者
4　住宅街にある樹木の安全管理と保全について	住宅街の樹木は、まちの景観をつくり、夏は木陰をもたらすなど、地域の暮らしに身近な存在です。一方、住宅や道路に近い場所では枝が折れたり、木が倒れたりすると通行人や近隣の住宅に被害が及ぶおそれがあります。 住民が枯れ枝や幹の傷みに気付いても、誰が管理しているのか分からず、どこに相談すればよいのか迷うことがあります。被害を防ぐためには、住民からの相談を早い段階で受け止め、現地確認や必要な手入れにつなげることが大切です。 そこで、住宅街における樹木の安全管理と保全について以下伺います。 (1) 住宅街の樹木の点検頻度や、管理方法 (2) 古木等の安全性の診断は誰がどのような基準で判断するのか	市長 担当部長
5　人口増加に対応した救急搬送体制の確保について	つくば市では、人口増加や高齢化の進展に伴い、救急搬送に対する需要が今後更に高まることが想定されます。救急車は、市民の生命を守るために欠かすことのできない社会基盤であり、必要な時に迅速に現場へ到着できる体制を確保することが重要です。 一方、本市は広い市域を有し、人口が集中する地域と比較的人口密度の低い地域が混在していることから、救急車の台数だけでなく、配置場所や同時出動への対応なども重要な課題であると考えます。 そこで、過去５年間の救急出動件数及び搬送人員の推移について伺います。	市長 担当部長

※　一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注４のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質問事項	要旨	答弁者
6　みどりの地区への郵便局設置の進捗について	郵便局設置に向けた用地の造成が、当初予定より遅れているように思えるが現状どのような形となっているか、以下伺います。 (1) 3,000万円の負担金が削除された経緯と郵便局設置計画への影響について (2) 今後の設置に向けたスケジュールと、市としての取組方針について	市長 担当部長

※　一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注４のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

つくば市議会
受
R 8.11.17
付
議事第20号

一般質問発言通告書

令和８年11月17日
午後2時33分受付
（通告書　2　枚）No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和８年11月17日

つくば市議会議長　黒田健祐様

つくば市議会議員　　高野文男

質問事項	要旨	答弁者
1　空き家対策について	近年、少子高齢化や相続の発生、家族構成の変化などを背景として、全国的に空き家が増加しており、本市においても空き家問題への対応が重要な行政課題となっています。つくば市は人口増加を続けている一方で、地域によっては人口減少や高齢化が進み、管理されない空き家の増加が懸念されています。 空き家の増加は、建物の老朽化や倒壊の危険性だけでなく、雑草の繁茂、樹木の越境、防犯・防災上の不安、景観の悪化など、周辺住民の生活環境に様々な影響を及ぼします。また、所有者不明や相続登記の未了などの問題により、適切な管理や利活用が進まない事例も増えており、今後更に深刻化することが懸念されています。 こうした状況を踏まえ、空き家の発生抑制、管理不全の状態にある空き家への対応、空き家の利活用促進などに関して、市の取組の現状と課題を以下伺います。 (1) 空き家の現状把握について (2) 管理不全の状態にある空き家への対応について (3) 相続登記の未了による所有者不明空き家対策について (4) つくば市空家バンクの利活用促進について (5) 市街化調整区域における空き家対策について	市長 担当部長

※　一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注４のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質　問　事　項	要　　旨	答弁者
2　（仮称）つくば市茎崎給食レストラン白紙撤回後の対応について	つくば市下岩崎の岩崎保育所跡地で整備が進められていた「（仮称）つくば市茎崎給食レストラン」事業の白紙撤回に伴う住民説明会が、８月９日及び10日の２日間にわたり開催され、事業撤退の理由として、建設資材や人件費の高騰により事業費が大幅に増加したことに加え、大規模事業評価委員会から、事業の必要性、計画の妥当性及び採算性に関して厳しい指摘があったことが報告されました。 また、これらを踏まえ、五十嵐市長が「公約であっても押し通せばガバナンス不全に陥る。評価制度を形骸化させないためにも立ち止まる勇気が必要」とし、事業中止を判断されたものですが、地域住民をはじめ保護者からあがった様々な要望に対して、つくば市の今後の対応を伺います。	市　　長 教 育 長 担当部長

※　一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注４のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

つくば市議会
受
R8.11.17
付
議事第21

一般質問発言通告書

令和 8 年 11月 17日
午後3時58分 受付
（通告書 3 枚）No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 8年 11月 17日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 酒井 泉

質問事項	要旨	答弁者
1 幹線道路の未通問題について	つくば市中心部の東西軸の主要な都市計画道路である妻木金田線の、約700メートルの区間の開通の目途が立っていないが、現在の進捗について伺う。	市長 担当部長
2 高エネ研南側用地の土地利用の基本方針について	大穂地区に建設中のデータセンターは、つくば市が定めた「土地利用の基本方針」に合致していないが、このことについて市の考えを伺う。	市長 担当部長
3 データセンターの誘致について	市が高エネ研南側用地の売却のためにデータセンターの誘致を決めたのはいつの時点か。	市長 担当部長
4 大穂地区のデータセンターのメリットについて	(1) 大穂地区でデータセンターが稼働する場合、つくば市民のスマートフォン等の情報の通信速度は、どのくらい向上するか。 (2) 大穂地区に建設中の50メガワット級のデータセンターによって、発生する雇用の職種と人数はどのくらいか。 (3) 大穂地区に建設中の50メガワット級のデータセンターからの税収は、今後20年間の平均で1年当たりどのくらいか。	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質問事項	要旨	答弁者
5　1,000 メガワットの電力使用（全つくば市の 2.5 倍）について	大穂地区に建設中のデータセンターが 1,000 メガワット級という巨大な規模であることを、市が知ったのはいつの時点か。また、それは何によって知らされたのか。	市長 担当部長
6　パブリックコメントの警告を無視したことについて	2021 年 12 月 12 日の市民説明会（パブリックコメント募集中）において、筑波大学の植寛素先生の次の警告を無視したのは何故か。 ①データセンターはつくば市全体の使用電力に匹敵する電力を使用する。 ②二酸化炭素の発生の問題から市が進めている SDGS に反する。 ③データセンターはグリーン電力の使用が容易な北の寒冷地に造るべきもので、つくば市の市街地には造らない方がよい。	市長 担当部長
7　環境問題と将来の都市計画について	(1) 排熱問題について グッドマンジャパン社（以下「GJ」という。）は、シミュレーションの結果排熱の影響は無いとするチラシを地元市民に配布しているが、GJ が行ったというシミュレーションの結果について、市はどのように評価しているか。 (2) 排水・下水問題について、データセンターから発生する排水をどう処理するか (3) 騒音・排気ガス問題について、非常用電源が環境基準を満たすものか (4) 研究学園都市の北部の文教地区にデータセンターを整備することで、地域の将来像に影響を及ぼすか	市長 担当部長
8　環境問題による計画縮小もしくは計画の白紙撤回の可能性について	市は、これまでデータセンターに環境問題は無いとして事業を進めてきたが、環境問題が顕著になった場合に、市の主導で、大穂地区のデータセンター計画の規模縮小や土地利用内容の変更は可能か。	市長 担当部長

※　一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注４のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質　問　事　項	要　　旨	答弁者
9　公有地売却の土地利用規制について	売却時の契約では、10年間は土地利用規制を設けているが、10年経って未利用の土地がある場合は買戻しとなるのか。また、買い戻さない場合に10年以降の土地利用はどうなるのか。	市長 担当部長
10　工事の一時中止要と底地の買戻し交渉の指示について	将来にわたる市民の利益とつくば市の都市計画のために、現時点で底地を買戻し、GJとの契約は事業用定期借地権契約に切り替えるべきである。 そのためには、市民と市と事業者の間で公害防止協定が成立するまで、GJが進めている工事の一時中止を要請し、土地開発公社に高エネ研南側用地の買戻しの指示をすべきであると考えるが、市の考えを伺う。	市長 担当部長

※　一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注４のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。